

合併公告

令和6年10月29日

株主及び債権者各位

山口県周南市平和通一丁目10番の2

株式会社 西京銀行

取締役頭取 松岡 健

株式会社西京銀行（甲）は、関係官庁等の許認可を得られることを条件に、令和7年1月1日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社、当行の子会社である株式会社西京システムサービス（乙、本店所在地：山口県周南市平和通一丁目10番2）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことといたしました。

これにより、効力発生日をもって、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、甲は会社法第796条第2項、乙は同第784条第1項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に、書面によりその旨をお申し出ください。
2. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にその旨をお申し出ください。
3. 甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙 官報

掲載の日付 令和6年6月27日

掲載頁 173頁（号外第154号）

以上